

野洲市英語指導助手（ALT）派遣業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「野洲市英語指導助手（ALT）派遣業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 野洲市英語指導助手（ALT）派遣業務
- (2) 業務内容 別紙「野洲市英語指導助手（ALT）派遣業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3. 予算額

委託料の上限は、4, 500, 000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式 公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

内容	期日
公募開始（ホームページ掲載）	令和 7 年 4 月 4 日（金）
質疑受付締切	令和 7 年 4 月 1 1 日（金）正午（必着）
質疑に対する回答	令和 7 年 4 月 1 4 日（月）1 5 時まで
参加申込書等の提出期限	令和 7 年 4 月 1 8 日（金）1 7 時（必着）
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 4 月 2 2 日（火）
企画提案書等の提出締切	令和 7 年 4 月 3 0 日（水）1 7 時（必着）
プレゼンテーション審査	令和 7 年 5 月 9 日（金）
審査結果通知	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）予定
契約締結	令和 7 年 5 月下旬

6. 参加資格

- 1 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。

- (3) 国税、地方税を滞納していない者であること。(過去を含めて税に未納がないこと。)
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- 3 令和元年度以降に、滋賀県または他都道府県の自治体において、英語指導助手派遣の派遣実績を有すること。

7. 説明会 説明会は実施しない。

8. 質疑・応答

- (1) 提出方法 所定の様式 3 により、電子メールで提出すること。なお、下記の期限までに必ず電話で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。
- (2) 期限 令和 7 年 4 月 11 日（金）正午（必着）
- (3) 提出先 後記 17 の問合せ先
- (4) 回答方法 野洲市ホームページに掲載（令和 7 年 4 月 14 日（月）15 時まで）

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び野洲市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式 1） 1 部

イ 参加資格確認書類（以下は、発行日から 3 か月以内のもの。また写し可。）

- ・ 法人に係る履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ・ 身分証明書（個人の場合のみ必要）
- ・ 国税、地方税の納税証明書（未納がないことを証明するもの）

ウ 業務実績表（様式 2） 1 部

エ 会社パンフレット 1 部

※ただし野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、イの書類を省略することができる。

(2) 提出期間及び時間 令和 7 年 4 月 1 8 日（金） 1 7 時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、4 月 1 8 日（金） 1 7 時までに到着したものに限り受け付ける。

郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 後記 1 7 の問合せ先

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和 7 年 4 月 2 2 日（火）までに電子メールで送信する。参加が認められた者は、企画提案書の提出期限及びヒアリング実施日を確認すること。

(6) 参加資格が満たないと判断された者に対する理由の説明

1. 参加資格が満たないと判断された者は、その理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

2. 書面の提出は次により行うこと。

ア 提出期限 令和 7 年 4 月 2 4 日（木） 1 7 時まで

イ 提出方法 持参または電子メール

※電子メールによる提出の場合は、上記の期限までに必ず電話で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。

ウ 提出先 後記 1 7 の問合せ先

エ 回答方法 令和 7 年 4 月 2 8 日（月） 1 5 時までに電子メールにより行う。

10. 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書類及び提出部数

ア 企画提案書 正本 1 部 副本 7 部

イ 見積書

(2) 企画提案書の内容

① 企画提案書の企画は次のとおりとする。

- ・原則 A4 判左綴じ、縦型、横書きとする。
- ・企画提案書は、正確かつ簡素な内容とし、合計 10 枚（両面印刷 20 ページ）程度とすること。

② 実施要領及び別紙「仕様書」に基づき、以下の内容を盛り込んだ企画提案書を作成すること。

- 1 事業方針と実施体制
- 2 外国語教育受託実績
- 3 外国語指導業務に関する研究体制
- 4 英語指導助手の採用体制
- 5 英語指導助手の研修体制
- 6 英語指導助手の管理体制
- 7 危機管理体制
- 8 教育委員会・学校との連携
- 9 自由提案

(3) 提出期限 令和 7 年 4 月 30 日（水）17 時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、4 月 30 日（水）17 時までに到着したものに限り受け付ける。

郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先 後記 17 の問合せ先

11. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査基準 別表

(2) 事業者の選定

プレゼンテーション及びヒアリングを受け、内容及び提案書について総合的に審査し、最も優れた提案者 1 者を本業務の受託候補者として選定する。なお、参加希望業者が 1 者であっても実施する。

12. 企画提案に係るヒアリング審査及びプレゼンテーション

- (1) 実施日 令和7年5月9日（金） 14時開始
- (2) 実施場所 野洲市役所本庁舎
- (3) 提案時間 15分間
- (4) ヒアリング 15分間
- (5) 参加人数 3人以内
- (6) 準備物 提案説明に必要な資機材は各自で準備をすること。ただし、掲示用大型モニターは市で準備するが、使用する場合は、事前に学務課へ連絡すること。
- (7) 注意事項 プレゼンテーションの順は、提案書提出順とする。
提案開始時間は、後日連絡する。

13. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての者に文書にて通知する。
 - (2) 通知時期 令和7年5月13日（火）予定
 - (3) 候補者として決定されなかった参加者に対する理由の説明
 - 1. 候補者として決定されなかった参加者は、その理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - 2. 書面の提出は次により行うこと。
 - ア 提出期限 結果通知後、5日以内
 - イ 提出方法 持参または電子メール
- ※電子メールによる提出の場合は、上記の期限までに必ず電話で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。
- ※審査結果について、選定委員ごとの点数は回答しない。

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

15. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成 16 年野洲市条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

16. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を野洲市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加届の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに様式 4 により、学務課宛に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「3. 予算額」にある額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

野洲市教育委員会事務局学務課

住所：〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 1780

電話：077-587-6017 FAX：077-587-3835

Mail：kyouiku@city.yasu.lg.jp

別表 審査基準

	審査項目	審査ポイント	配点
事業方針と実施体制、実績、	事業方針と実施体制	・企業理念、業務内容等が明確であるか。 ・業務遂行のための適切な体制（組織体制、役割分担）となっているか。	15
	外国語教育受託実績	・ALTの派遣事業において、令和元年度以降の滋賀県または他都道府県の自治体で実績や経験を有しているか。	
外国指導業務に関する研究・採用・研修体制	研究体制	・新学習指導要領に対応した教材の開発や指導方法等の研究体制が適切であるか。	40
	採用体制	・ALTの質の確保のため、採用業務にかかる十分な組織体制が整っているか。 ・初めてALTと関わる児童生徒が安心して学べる人材を派遣できるか。 ・学校の休み時間等で、児童生徒と関わる機会をもつことができるか。（ALTの休憩時間を除く）	
	研修体制	・ALTを学校現場に派遣するための研修が十分行われているか。 ・ALTの質の確保のため、十分な研修体制が整っているか。	
外国指導業務に関する管理・連携体制	管理体制	・ALTの服務状況の把握方法、欠勤・遅刻等への対応は適切であるか。	25
	危機管理体制	・欠員が生じた場合の補充体制、事故や災害等に関する管理体制や保障体制は適切であるか。	
	教育委員会・学校との連携	・教育委員会や学校との連携を密に図れるか。 ・教育委員会や学校からの要望、苦情等の把握方法、対応が十分であるか。	
	自由提案	・実効性があり、特徴ある独自提案等がなされているか。	10
	価格評価	・提案内容に対して適正な価格設定がされているか。	10
		合計	100

